

葬儀後手続き一覧			印鑑証明		戸籍謄本		住民票		除籍謄本	死亡診断書	保険証	年金手帳		期限
		提出場所	本人	全員	本人	全員	本人	全員	故人	故人		故人	本人	
死亡届		市町村								○	○			7日以内
生命保険	死亡保険金請求	保険会社	○		○				○	○				速やかに
厚生年金	遺族厚生年金	社会保険事務所					○		○			○	○	速やかに
国民年金	遺族基礎年金	市町村					○		○	○		○	○	速やかに
	寡婦年金	市町村					○		○	○		○	○	速やかに
	死亡一時金	市町村					○					○		速やかに
土地家屋	不動産登記	法務局		○		○			○					速やかに
預貯金	名義書換	銀行郵便局		○		○		○	○					速やかに
証券カード他	解約停止	契約先		○		○			○					速やかに
電話	承継手続き	NTT			○				○					速やかに
車	所有権移転	陸運局			○				○					速やかに
年金受給者死亡届		社会保険事務所			○		○		○					14日以内
相続権	限定承認	家庭裁判所				○			○					3ヶ月以内
	相続放棄	家庭裁判所			○				○					3ヶ月以内
所得税	準確定申告	税務署							○					4ヶ月以内
相続税	相続税申告	税務署		○	○				○					10ヶ月以内
国民健康保険	葬祭費用	市町村								○	○			2年以内
健康保険	埋葬費用	社会保険事務所								○	○			2年以内
	高額療養費	社会保険事務所			○				○		○			2年以内
労災保険	葬祭料	労働基準監督署							○	○				2年以内
	自賠償保険	労働基準監督署	○						○	○				2年以内
	遺族補償年金	労働基準監督署							○	○				5年以内
	死亡一時金	労働基準監督署							○	○				5年以内
	遺族補償給付	労働基準監督署							○	○				5年以内
簡易保険	保険金請求	郵便局							○	○				5年以内

注意 年金の住民票は除籍記載あるもの・不動産登記の住民票は抄本で可・電話は除籍抄本の代わりに死亡診断書で可
生保受け取りは保険領収書要・銀行解約には遺産分割協議書が必要・申請手続きなければ権利放棄(無効)となります
この表は目安としてお使いください。必ず自治体、契約先にご本人が確認し指示に従ってください。